

# コーポレート・ガバナンス

東洋インキグループは、経営に関する意思決定の迅速化と監督機能の強化、透明性向上のため、適正なコーポレート・ガバナンスの構築に努めています。

## コーポレート・ガバナンス体制

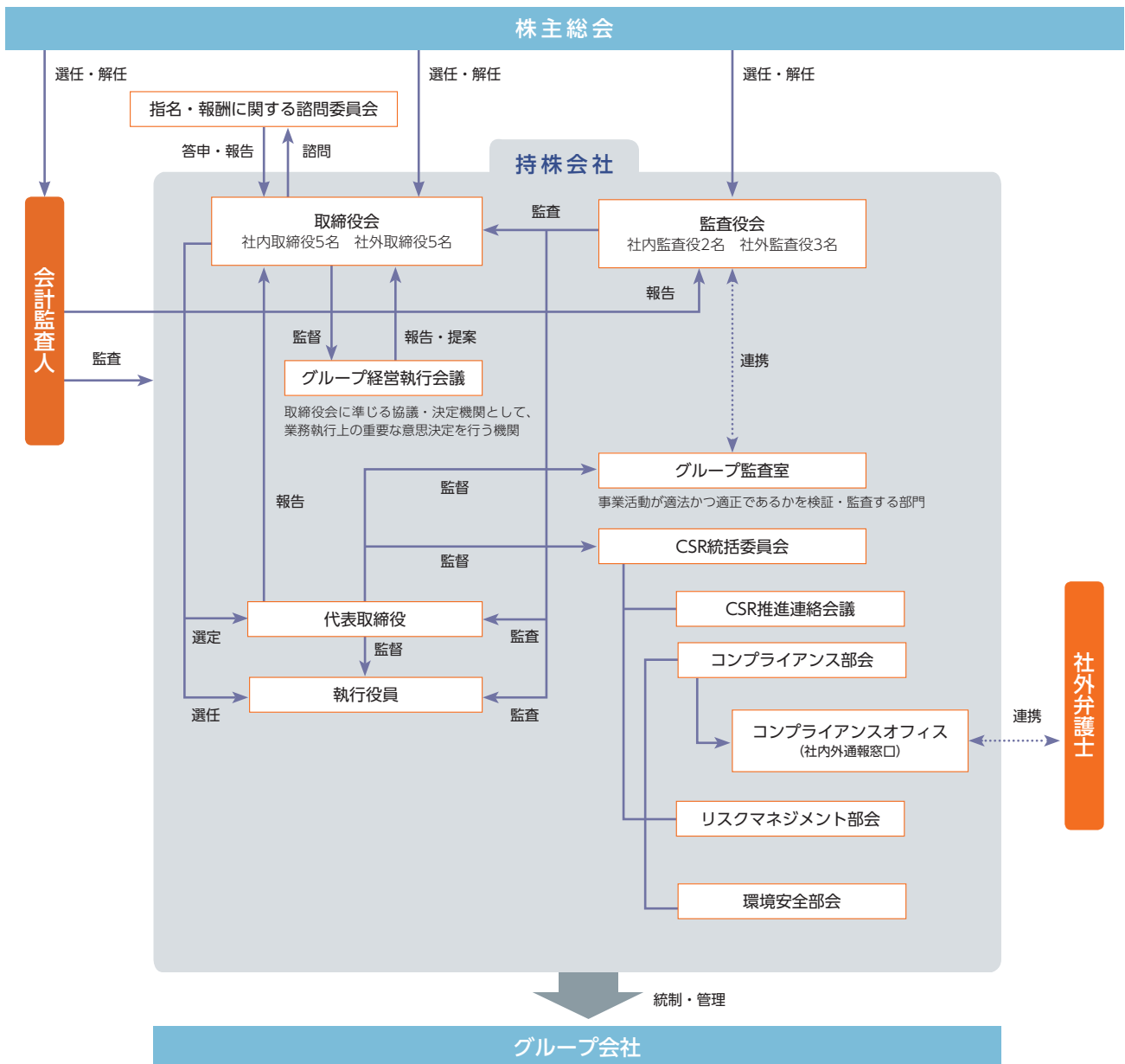
持株会社である東洋インキSCホールディングス(株)は、グループ全体の経営上の重要な意思決定機関として取締役会を毎月開催し、また、業務執行上の重要な意思決定機関として取締役会に準じる協議・決定機関であるグループ経営執行会議を定期的で開催しています。両会議には監査役が常時出席し、取締役の職務執行を十分に

監視できる体制となっています。さらに、経営監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にするために、執行役員制度(任期1年)を採用し、意思決定の迅速化と業務執行に関する監督機能を強化しています。

一方、中核事業会社であるトーヨーカラー(株)、トーヨーケム(株)、東洋インキ(株)の各社において、経営方針・戦略の共有と執行課題・業績の討議を行う事業会社経営会議を定期的で開催し、この会議には持株会社の取締役が出席しています。

 コーポレート・ガバナンス基本方針は当社ウェブサイトの「コーポレート・ガバナンス」に掲載しています。

コーポレート・ガバナンス体制図(2021年度)



## コーポレート・ガバナンスに関する主な会議体の役割と構成(2021年3月24日現在)

	取締役会	監査役会	グループ経営執行会議	指名・報酬に関する諮問委員会
構成	10名 社内取締役5名+社外取締役5名(女性2名を含む)	5名 常勤監査役(社内)2名+常勤監査役(社外)1名+監査役(社外)2名	9名 社内取締役5名+ 常勤監査役(社内)1名+中核事業会社の代表取締役3名	6名 社内取締役2名+社外取締役4名(女性2名を含む)
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ全体の経営上の意思決定機関として毎月開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定とともに、業務執行状況の監督を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査報告の作成。</li> <li>常勤監査役においては代表取締役・取締役・執行役員との定期的な意見交換と国内外の主要な会社・拠点の実地調査を必要に応じて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会に準じる協議・決定機関として、業務執行上の重要な意思決定を行う。</li> <li>監査役が常時出席し、取締役の職務執行の監査を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>透明性・客観性を確保した取締役の指名・報酬等の決定を行う。</li> </ul>
	〈2020年度の開催実績〉 17回	〈2020年度の開催実績〉 13回	〈2020年度の開催実績〉 25回	〈2020年度の開催日〉 2020年1月31日

## 取締役会

取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を通じて株主からの受託者責任を果たすべく、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名および重要な業務執行の決定を行います。経営全般に関する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営戦略などの大きな方向性を示し、重要な経営資源の配分について決定しています。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行っています。

## 監査役会

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役5名で構成されています。社外監査役は、取締役会への出席や重要書類などの閲覧による経営情報の把握を通じて、社外の視点による客観的な立場での経営監視機能を果たしています。グループ監査室は、グループ各社における業務が法令および定款に適合し、かつ適切であるかについて監査を行い、監査結果を代表取締役ならびに内部統制担当取締役に報告するとともに監査役会にも報告しています。

また、監査役とグループ監査室は原則的に毎月情報交換会を開催し、監査の協働を行っています。さらに、監査役と会計監査人の意見交換にグループ監査室長を加

え、三様監査の連携強化も図っています。

## グループ経営執行会議

グループ経営執行会議は、取締役会に準じる協議・決定機関として業務執行上の重要な意思決定を行います。この会議には監査役が常時出席し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっています。また、グループ経営執行会議では主にグループの事業戦略および事業上の執行課題・業績の討議を行うことから、中核事業会社であるトーヨーカラー(株)、トーヨーケム(株)、東洋インキ(株)の代表取締役が常時出席します。

## 指名・報酬に関する諮問委員会

取締役の指名・報酬の決定プロセスおよびその内容について透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的とし、2017年より諮問委員会を設置し、取締役候補者およびその報酬について審議したうえで定時株主総会に提案しています。

なお、同委員会には、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たす社外取締役4名が出席します。

## 社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役は5名、社外監査役は3名です。社外取締役5名は、業界に精通した経営の専門家としての豊富な経験と識見、法学者としての高い識見、そして外交を通じて培われた国際感覚と世界情勢に関する幅広

い識見を当社の経営に反映させ、客観的な視点から当社の経営の監視にあたり、コーポレート・ガバナンスの強化の役割を果たすことができると考えており、取締役会では各々 ESGも含めた視点からご意見をいただき、議論しています。

社外監査役3名は、企業経営の分野における豊富な経験や実績および業界への深い識見と、企業戦略やマーケティング、企業会計に関する高度な専門知識に基づき、客観的な視点から実効性のある監査を実施しているものと判断しています。

**WEB** 「社外役員の独立性に関する基準」は、当社ウェブサイトの「株主・投資家情報」に掲載しています。

## コーポレートガバナンス・コードへの対応

2015年6月施行の「コーポレートガバナンス・コード」に対応し、2015年11月に「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定しました(2018年12月に改定)。以降、毎年定期的に「コーポレート・ガバナンス報告書」を東京証券取引所に提出しています。

**WEB** 最新の「コーポレート・ガバナンス報告書」は、当社ウェブサイトの「株主・投資家情報」に掲載しています。

## 取締役会の実効性の評価

東洋インキグループは、社外役員を含む全取締役・監査役を対象に、コーポレート・ガバナンス基本方針に基づいて取締役会の機能の適切性、実効性についての評価を目的としたアンケートを毎年実施しています。

2020年度は、取締役会の構成、機能、運営方法、議題などをアンケート形式で実施しました。その結果、社外取締役や監査役からの適切な質問・問題提議など、常に自由闊達な議論がされ、それぞれの専門家の立場からの意見や指摘があり、取締役会が健全に運営されていることを確認しました。

他方、社内取締役と社外取締役間の会社情報・事業に関する情報の非対称性を埋めるための改善を期待するという意見があり、当社取締役会は、以上の評価結果を踏まえ、サステナブルグロース実現のため、今後も取締役会の実効性の向上に努めていきます。

### 〈アンケートの主な内容〉

- ・取締役会の構成
- ・取締役会の役割(経営戦略に関する討議、監督機能)
- ・取締役の運営など

## 取締役会における討議の活性化

取締役会の出席者に対し、事前に議題についての資料配布を行うことによって活発な討議を促進しています。

## 役員向けの研修の実施

取締役・執行役員の知識向上を目的とした研修を定期的実施しています。2020年度はCSR会議の開催後に全役員と幹部社員を対象に研修を行いました。

## 役員報酬制度

2020年度における取締役の報酬などについては、企業価値の増大を図るための優秀な経営者を確保できる水準であること、経済情勢および会社業績とのバランスを勘案した水準であることを方針とし、固定報酬としての金銭による「基本報酬」と業績連動報酬としての株式による「ストックオプション」からなっています。

2020年度における取締役の基本報酬については、2006年6月29日開催の定時株主総会において決議された報酬制度額である年額6億円(当該決議時の対象となる取締役の員数は19名)の範囲内で、役位別に定める基準報酬額に、経済情勢および会社経営への貢献度ならびに担当する職務の成果などを総合的に勘案することで

## 2020年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬 (ストックオプション)	
取締役 (社外取締役を除く)	331	322	9	10
監査役 (社外監査役を除く)	48	48	—	2
社外役員	70	70	—	8

※上記役員の員数および報酬の額は、2020年3月26日開催定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでいます。

決定しています。

なお、2021年2月12日開催の取締役会において役員報酬制度全般の見直しならびにストックオプションに代えた譲渡制限付株式報酬制度の導入、および取締役の報酬額改定を決議し、2021年3月24日開催の第183回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入および取締役の報酬額改定を上程し、承認・可決されました。

役員報酬制度は、コーポレート・ガバナンスにおける重要事項と認識しており、その認識のもと5つの基本ポリシーを制定しました。また、社外取締役を委員長とする指名・報酬に関する諮問委員会において、客観的な視点を取り入れながら制度を運用しています。

### 〈役員報酬ポリシー〉

- ① 経済情勢および経営成績とのバランスを勘案した水準であること
- ② 企業価値の増大を図るための優秀な経営者を確保できる水準であること
- ③ 経営理念の体現および中長期経営戦略を反映する報酬体系とし、持続的成長を強く動機づけるものであること
- ④ 業績連動性を反映する仕組みを取り入れ、公開業績の達成を動機づけるものであること
- ⑤ ステークホルダーへの説明責任の観点から公正性と合理性を備えた設計とし、客観性と透明性を高めた適切なプロセスを経て決定されること

役員報酬ポリシーにのっとり、成果重視、透明性確保の観点から、社外取締役を除く取締役の報酬の構成を基本報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬としています。その報酬額は、社外取締役を含む取締役の基本報酬と業績連動報酬(金銭報酬)の総額については年間5億円を超えない範囲とし、譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬)の総額は金銭報酬である5億円の枠外で年間1億円以内とすることについて、2021年3月24日開催の定時株主総会で決議されています。なお、各報酬構成要素の割合(業績連動報酬の目標を100%達成したときの標準額)は、基本報酬65%、業績連動報酬35%、譲渡制限付株式報酬5%となっています。

社外取締役の報酬は、業務執行に対する監督機能を担う職責と役割に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしています。

監査役の報酬についても、取締役の職務執行に対する監督機能を担う職責と役割に鑑み、固定報酬としての基

本報酬のみとしています。2006年6月29日開催の定時株主総会にて決議された報酬限度額である年額1億円の範囲内で、監査役の協議によって決定します。

### 政策保有上場株式に関する考え方

政策保有上場株式については、毎年、取締役会において、経済合理性を検証しています。資本コストと比較した保有に伴う便益や取引状況などを個別銘柄ごとに検証し、保有が適切ではないと判断した銘柄は、当該企業の状況や市場動向を勘案したうえで縮減を進めていきます。なお、前期は2銘柄の全量売却と5銘柄の一部売却を実施しました。

政策保有上場株式の議決権行使については、各議案が発行会社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、当社を含む株主共同の利益に資するものであるか否か、また東洋インキグループの経営や事業に与える影響などを定性的かつ総合的に勘案したうえで、議案ごとに適切に行っています。なお、発行会社において企業価値の著しい毀損、重大なコンプライアンス違反の発生など、特別な事情がある場合や、株主としての当社の企業価値を損なうことが懸念される場合は、発行会社との対話などにより十分に情報収集したうえで、慎重に賛否を判断しています。

### 株主・投資家との対話

当社では株主・投資家を重要なステークホルダーと考えており、行動指針の一つとして「株主満足度の向上」(ShS: Shareholder Satisfaction)を掲げ、株主権の尊重と株主価値の向上に取り組んでいます。その中でも株主や投資家との建設的な対話は重要なファクターと位置付けています。財務・総務・IR担当の取締役を指定し、関係各部門の有機的連携により情報共有を確実にを行い、株主にはグループ総務部、投資家にはグループ広報室が窓口となって対話の促進を図っています。対話を通じて把握した意見のうち重要性が高いと判断したものについては、担当取締役に適宜報告しています。